

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782</a>

41  
4.5

41.4.2 中島冬事官ガハレン冬事官会談

4/5 外外  
写区了

極 秘  
無 期 限  
1 部 の 内  
1 号

北米局長  
参事官  
北米課長

沖縄問題に関するガハレン・中島  
会談録

(4.4.2)  
米比

本20午前 ガハレン 参事官は 中島参事官を来訪。  
1. 沖縄住民に対する移券発給の問題。 2. 沖縄移民  
の(帰郷の問題) 3. 船舶積荷問題 等について会談し  
たこと。 要旨 次のとおり (北米課 技打 斎藤  
渡辺 及び グラズ、アムストロング 両参事官 同席)

1. 本論に入り前に当方より、2日読売朝刊に米例が  
日本貿易交渉合同等の7月開催に原則的に合意した旨

GA-5

外務省

470

6. 秘

全 秘 密 移 送 済 済

の推測記事の史実に同意し、本日午前 横文局長  
が会見を行った。これを要旨の旨と説明し、先方

は、合同書の日取りは目下ラスク長官の決定待ちの  
段階であり、ラスク長官の決定後、国は関係ない

大沈没の決裁を先方より行なう旨を説明した。  
2. ついで本論に入り、先方より、米政府としては、

移券問題、移民保護問題をいづれも沖縄住民が  
米に帰る場合、日米いづれかの保護に責任

を要するであろう。全体の問題の一端として検討して  
きたが、その結果、米例としては、沖部に因り合意

が成立するのを条件に、この責任を日本政府にそ  
たせようとする。この議論に達したとき、

(移券の発給、日本渡航証明書が発給し、  
日本側は一任する)

2. (1) 先方は、移券問題について最大の問題は  
レジネーションであり、それ以外、現在 移民の身分

GA 6

外務省

日本渡航

証明表は USCAR の承認が得られず、~~パスポート~~

~~変更する~~ 渡航に  
→ 日本土 <sup>新しい制度の下では</sup>

よから第3国に行くという預け欠がある。よして、  
よ、預け欠がないよう ~~日本政府が~~ 保証するとか

とくは 増えたい分子が、運送に行くことが

増えたい ~~必要~~ と述べた。先方 ~~も~~ そのための手配をして  
と述べた。住民が ~~も~~ USCAR 又は琉球政

府から パスポートの出入域許可表をとりつけ、  
これを南進に提出し、よからのパスポートに行く

たものの ~~旅券~~ 発給というその手配を承認したの  
にに対し、先方 ~~も~~、住民の手向を蓄くたために、日本

政府が当初から旅券を発給するとして、パスポート  
等については、事前に、内部では日本政府が

USCAR 又は琉球政府の同意を得ることを考えたい  
と答えた。これに対し、先方は、その場合、当該

住民が 行先国で パスポートの追加を求めた  
場合どうなるかと述べたので、先方 ~~も~~、よからの本

(よからの特定の国については、本府も同意が追加条件として)

旨に請訓に対し、その規則を設けること、解決しようし、  
請訓があった場合、外務省から USCAR の同意を

かき出す

求めるとする事も可能である旨、及び、その請訓  
の基準は、一定地域 ~~も~~ 追加は請訓する場合には

内に行先

とすべきし、行先変更はすべて請訓するということに  
する旨を答えた。更に先方は ~~旅券~~ 自体に、本

とす 沖縄で発給された

旨の許可なく行先を変更してはならない旨を明記し  
よかと述べたので、先方 ~~も~~、旅券には実際によ

沖縄で発給の場合、他と区別する

と発給した地方が明記されるのだから、よからの  
要はない旨を答えた。 特別の注意を  
要する

然る可

先方は、~~本府~~ 日本(国) 見解は、~~旅券~~ 発給  
報告を設けたらいいが、よからの、内務省現行規則

の骨子

12) 日本側も提案の予読文を文書にしたものを  
頂きたい。当方は、これを了承した。

(1) 7月2日 先方は、USCARの主要の関心は沖縄  
出入~~自身~~にあるのか、出入国者~~を~~をスリープシ

テムとウラシに在るが、日本側は本土のみに渡航  
制限に対し、移住を奨励する事は望まないのであ

は、身分証明書等という形式の自由出入~~を~~  
3) から、この案~~検討~~~~行~~~~な~~~~ら~~~~ず~~~~に~~~~直~~~~接~~~~に~~  
先方、~~米国~~ 沖縄住民も本土に入れば、本土

4. 差別する事は不可能であ

住民と同じ待遇をうける事に在るので、前記の「移  
住」を前提には、半側で罰金、移住再発給停

(沖縄内でも取り得る) (出入域の禁止、  
よ等、予読の「移住」を~~前提~~<sup>おんて</sup>に~~再~~入域に  
~~禁止~~ ~~する~~ 2) のコントロールの出来ないか

述べたのに対し、難色を平しいと、たゞは、沖縄  
住民に対する米側向けの移住は沖縄でも発給

取(米側への行先追加は分らず、沖縄当局  
の許可にせざるべしを念を) 此も考慮する旨を  
かしかな

述べた。更に先方は、予読文内容に因り、住民  
が米 USCAR に申請し許可を得れば日本

政府の移住を得るか、または、当初から日本政府  
に移住を申請し、日本側から USCAR の同意を  
得るか

おぬかのきは、米側が移住発給を拒否せざ  
るを得るべきを考慮し、日本側にたいして

5) が得業か検討の余地があるかと述べた。

(1) 最後に先方は、米側は、内部につき合意し

たは、(予)に日本移住発給に厚利を合意す  
る場合であるが、沖縄住民には、日米双方が

責任をこらぬのであり、今回日本政府に移住発  
給の自由は~~米側~~か、たゞは、日本側が移住発  
給と云

論の発するところから半例は発論すべきであると  
考へる場合、又は、日本人に海外に渡航し

た市民が来た場合、等により、半例は、その  
(例文は、神鏡分館論著) / 他国に渡航する  
CRJ 台務米の場合  
「潜在的権利」を行はぬ旅券を発給する権利

は留保の旨を述べた。

4. ついで、移民保護の問題に対し、先方は、第

3 国における混濁状態には日米双方が責任を有す  
るが、市民はよの渡航を以て米側に責任を義務

を及ぼすものとする。現状に於ては、  
ついで、~~移民保護の~~ 移民の ~~保護~~ 半例は、(1)  
旅券発給に ついて、細部の合意が成るまで、

(移民自身が日本に保護を望む場合、半例は  
引渡す権利)  
(2) 半例の「潜在的権利」を留保の旨とす  
るに、日米例が第3 国における混濁からの移民に對

する保護権を行はぬことは同様の用意がなされ  
て述べた。これに対し、先方は、これと交する

とて、残された問題は、集団移民に因る行政  
的業務の援助、日米内の調整の問題で

あるが、これは、先方は、日本政府の対琉球政  
府援助等の問題と併せて解決しようとする

先方は、これに同意した。更に先方の意向に答へ、  
先方は、~~先方は~~ 集団移民を、日本政府が決定すべき内容  
今後、~~先方は~~ 先方が、日本側と関係なく実施する  
こと、半例は、万が一の場合「潜在的権利」  
を行はぬことが考えられる以外、集団移民自体

に対し責任を認めると答へた。

5. 先方は、上記の 2 つの問題に因り、半琉球

方面の反対勢力からの圧力を防ぎ、先方、発給の  
準備を最大限に活用するに、~~先方は~~ 先方は、  
最終的合意

外部に、協議を以て合意を発給するとして  
述べた。先方は、これに同意した。

6. ついで、当方より船舶税問題について米側が  
ある程度と受け止める。先方は、この問題について

は何かの訓令をうけていないと答えた上、ワシントン  
からの非公式の連絡によれば、国務、国防両省の  
2階建の感傷

内部に国際派との同意が大きい困難があるとの  
意見が強く、速く前進があるとの可能性は非

常に示すべきである。  
これに鑑み、双方で従来の基本的主張をく  
国際派の同意が大きい困難があること

り返した。当方より、この問題は基本には  
国民の感情に端を発した政治的、象徵的問

船舶税の design 自体とどういふ問題にすぎない  
題であり、沖港、本土双方の両方は非常に増  
大した。米側が先に受ける前に処置を

とが必要がある。ついで、両心が増大して、あ  
つてをワシントンに正確に報告してもらいたく、ま

た米側として、沖港に何かの措置をとらないという  
ことである。その旨回答された旨を申入れ、

先方は、本件が非常に困難な内容であること  
にも鑑み、政府としては、バグリニターを押さ  
日本

る意思ありと述べた。  
2. 次回協定書の議題について、当方より、米理

府が経済問題と2,3考えたり、また、前記  
の問題を向に合えば取り上げよう。その他にも、  
2

日琉間の会計年度の始、終期の差を調整して  
日本側援助と有効に付用する問題、先には米側  
重に

から意向のあった2,3の項目に對する日本側  
回答（たとえば、沖港産業に對する融資等）

長期計画の米側説明等が考えられる。更に、  
自派権拡大の問題について、たゞしが最近米側

が、この措置の説明等が考えられぬかと  
感じた。これに対し、先方は、基本は、自派

権拡大のため米例のその一々の措置が、その自派  
のメリットで考えられず、復帰との関連で考え

られ、という点に問題があり、これを考え、自派  
権拡大を協議案で取上げたい。米例は

困難がある。しかし、この日本例自身は、リントに  
報米の答へたので、当然、この問題を含

む、事案の発原の流れ、くいは、そのほかは  
ないのだから、米例が、政府の立場に固執して

協議案の流動を制限しようとするのは、説明と  
言いつつ、指針の上、先方の意向に答へ、もし、これ

を、協議案を、高次の政治的立場から利用するに  
おいて、協議案が、取上げられる場合、日本例が、その  
ような発言をするのは、今後、調整する問題と見

にて述べた。

○ 最終に、当然、第5神橋丸に因り、今朝

小笠原協会関係者+船主が、北米局長を乗訪、  
事案を憂慮し、寛大な措置をとり、米例に

要望し、これらも、保証された旨を説明した。



極 秘  
無 期 限  
/ 部 内 号  
/ 号

物  
ワシントン  
送付了

北米局長  
参事官  
北米課長

中島 ガーレ 会談録 (沖港  
旅券問題)

( 41. 4. 5 )  
米北

5日午後 中島 北米局長より ガーレ 参事官の来  
訪と本々、沖港旅券問題に関する米側提議に対  
する取敢え方の反応につき、要旨次の通り会談した。  
( 北米課 枝村、渡辺、大井館、フランス、P-6ストロング  
同席 )

担当より、2日の米側提議を専門本々合議  
務レベルで検討した一応の結果を述べたこと、前置き

GA-5

489

外務省

の上、本件に関するわが提議は、USCARによる  
沖港出入域規制を含め、現行の沖港住民海外

たが住民の便宜のため、<sup>沖港</sup>

渡航に関する制度は可成りよま、1912. ~~米北~~ 日  
本旅券と発給したというものであった。しかし、先

米側提議は、日本政府が沖港住民の海外渡航に一  
定の規制を加えるという事(米側提議)あり、これは、全く

新たな提議と考えるべきでない、この点わが専門本  
に於いて、現行法上、在外公館が渡航先追加に

つき本有に請願し付けなければならないのは、英米法米承  
認国5国のみにあり、これらについては、請願がなされる

法務省と通じ内務省と協定の上決定しているが、  
拒否の例はごくわが法例(米側)のもののみである。

渡航先を他国へ渡航した

更に、現行法には、~~拒否~~ 拒否に対する罰則規定もない。  
従って、日本側において米側の要求に如き規制を行

GA-6

外務省

前記は著しく困難であり、わかれよといふ。米例が  
 日本紙券の発給を認めない。必要ならば US  
~~無条件で~~ とら面を認めたい  
 CAR 自身の立法による。沖縄において住民の海外渡  
 航に一定の規制を加える ~~再考を求めたい~~ これは、やむを得ないが、  
 現在日本に期待される  
 ても実行不可能であると  
 べし。  
 二かに対し、先方は、日本側見解は、USCAR が  
 出入域を許可するか否かと無関係に日本紙券を発  
 給するということかと答えた。当方は、そうでは  
~~ない。出入域規制は~~ ~~USCAR の権限内~~ ~~と~~  
~~不明~~ ~~か~~ ~~と~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~。~~ ~~USCAR の出入域規制~~  
沖縄の出境前には、  
 と日本側紙券発給と同に何らかのインフォーマルな  
 調整を考慮する可能性がある。と答えた。とる。  
 先方はさらに、もし USCAR の出入域許可証（渡航  
 先指定つき）と日本紙券の二枚の表裏をもちて

には、たゞ元は香港で日本紙券に中華行きの書  
 証を受け、中華に入り、沖縄に帰る者に対し、實際上  
~~が出入域許可には、何  
 の影響も受らぬ~~  
 USCAR による  
 規制を加えることはできなく。その USCAR の  
 出入域許可と Visa の如く日本紙券自体に記載  
 するべきか出来たかどうかと答えた。二かに対し、当  
 方は、~~検討~~ ~~に~~ ~~係~~ ~~り~~ ~~と~~ ~~考~~ ~~え~~ ~~る~~ ~~旨~~ ~~を~~ ~~答~~ ~~え~~ ~~た~~。  
検討の余地あり  
 二か、先方は沖縄の特殊な地位にそつぐ、  
 米例の安全保障上の要求 （B6） による、日本交通の利  
 害がある。等々述べ、今回の提議で日本を停ると  
 ころがあるのだから、米例も従来の「抜け穴」を用いて  
 とう形が得られるか検討が必要と述べた。  
 二かに対し、当方は、従来沖縄住民につき、本土に  
 相違ない。本土住民も何の差別もしていないのだから、日  
 米交通の利益云々の材料が考えられ、米例提議は

新提案によって、憲法上の内容の心配はなくなった。  
日本側としては、たゞだけ、個々のケースについて

米側から協力の要請があり、既述のように、米側に協力  
するというインフォーマルな調整は、~~あり~~ <sup>ある</sup> ~~が~~ <sup>が</sup>

正式な条件として、法内には、混同を区別すること  
は、できない、と答えた。

<sup>日本法上の</sup>  
最終に先方は、日本側の提起した問題は、リ  
ミットして十分考慮するであろうが、本日の日本側見

解は、それと報道する<sup>たい</sup>。本日の回答は日本側  
として最終的であるかと感じたので、当方側、これ

これである。米側が日本側の法内問題を考慮し、  
USCAR 在法における裁判が可能か否かを検討し

た<sup>持</sup>るか否かを承知した心付けがあると答えた。さらに  
先方は、日本側は USCAR の出入域許可を得た者

にのみ、存続を覚悟する立場であることが確認し  
らるることにしたが、これを肯定した。

決裁 北米課長 *（印）* 起案者 後藤 EXT. 444  
昭和41年4月7日

極秘 文書課長 *（印）* 送付公信 控  
無期限

北第 467 号 昭和 41 年 4 月 8 日

在 米 武内 *（印）* 大(公)使 総領事殿 外務大臣

引用公・電信番号 4月6日付往米北第457号 *（印）* 同封、別便(行の)、空郵  
空貨、船郵、船貨)

送付資料、物及び備考  
中島・ガハレン会議録  
(昭41.4.5付、沖縄格差問題)  
付属物添付 8-96

決裁 北米課長 *（印）* 起案者 後藤 EXT. 444  
昭和41年4月5日

極秘 文書課長 *（印）* 送付公信 控  
無期限

北第 457 号 昭和 41 年 4 月 6 日

在 米 武内 *（印）* 大(公)使 総領事殿 外務大臣

引用公・電信番号 同封、別便(行の)、空郵  
空貨、船郵、船貨)

送付資料、物及び備考  
沖縄内閣に宛て中島、ガハレン会議録  
字 (41.4.2付)  
6 102 付属物添付